

高齢者虐待相談の手引き

手引きの目的

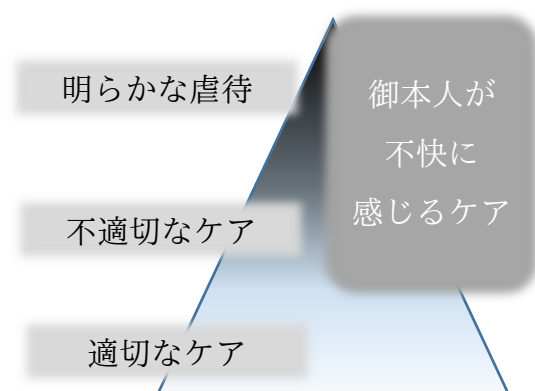
高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等（中略）もって高齢者の権利利益の擁護に資する」ことを目的としています。また、「(略)高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」とされ、「(略) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定されています。

在宅生活の高齢者や家族などに近い存在である介護支援専門員の皆様には、高齢者虐待の疑いがある言動や介護支援専門員として気になることを見聞きした際には、速やかに市や地域包括支援センターに相談(通報)して頂き、高齢者虐待の芽を早期に摘み、未然防止と高齢者と養護者（家族等）支援につなげていきたいと考えております。

1 養護者による高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を下記のように定義しています。

類型	法律上の定義
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為を放置し養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



どこまでが、適切なケアで、どこからが不適切なケアや虐待という線引きはありません。

また、適切なケアでも、家族関係や意思疎通や説明不足に問題がある場合もあります。

皆様には、虐待に至る前に、地域包括支援センターに相談(通報)して頂き、共に虐待の芽を摘んでいきましょう。

2 高齢者虐待の相談(通報)の流れ

高齢者虐待の相談(通報)は、基本的に下記の流れになります。

して頂きたいこと	ポイント
①虐待の疑いがある 高齢者を発見・共有	<p>高齢者や家族が「転んだだけ」、「虐待ではない」と話をする場合がありますが、介護支援専門員の専門性や経験上、不適切なケアや虐待が疑われる場合、地域包括支援センターに御相談ください。</p> <p>判断に悩んだ場合、事業所内で共有し、必要に応じて、管理者同行で訪問することで、状況を共有し、整理することができます。 <u>一人で抱えず、相談しましょう。</u></p> <p>事前に、高齢者本人や養護者等に<u>地域包括支援センターに相談することを伝えることは、必須ではありませんが</u>、その後の対応のために、必要だと判断した際には、伝えることは差し支えありません。</p> <p><u>外傷が発見時にすでにあるなど重大な危険が生じている場合、その場で警察（110番）や救急（119番）に通報してください。</u></p>
②地域包括支援センターに相談(通報)	<p>不適切なケアや虐待が疑われる言動について地域包括支援センターに相談した場合、下記の事項をうかがいますので、あらかじめ基本情報やケアプランなどを御準備ください。</p> <p>①高齢者の基本情報 (氏名、住所、生年月日、家族構成、介護度、利用サービスなど)</p> <p>②養護者(キーパーソン等)の基本情報 (氏名、年齢、続柄、就労状況など)</p> <p>③不適切な行為の内容、いつ、どこ、回数、誰から見聞きしたか</p> <p>④高齢者の希望(別居や保護、治療の希望など)</p> <p>⑤通報された方の名前や連絡先</p> <p>⑥その他必要な事項</p> <p>※相談(通報)の際に高齢者等の同意なく、情報を伝えることは、守秘義務違反になりません(法第6条第3項)</p>

相談(通報)後は、地域包括支援センターとつくば市が対応いたしますが、必要に応じて、相談(通報)された方に追加の情報提供のお願いなどをする場合があります。

3 相談(通報)をした後の動き

介護支援専門員等が虐待の相談(通報)をした場合、地域包括支援センターやつくば市がどのような動きをとるのか分からない部分が多いかと思います。虐待の相談(通報)を受けた場合の動きについて概略的に紹介します。

Q1 地域包括支援センターに相談(通報)した場合、どのような動きを取りますか？

A1 相談(通報)を踏まえて、必要な情報の収集と相談(通報)内容の確認をします。

高齢者本人と養護者に直接訪問し、状況を把握していきます。

相談内容や訪問した結果、介護支援専門員や利用している介護サービス事業所と連携し、経過を観察する場合があります。

Q2 状況確認で養護者が拒否して、本人と会えない場合、どう対応しますか？

A2 複数回訪問したが、養護者が拒否し、親族や専門職による情報がなく、安否確認が出来ない場合、状況に応じて、拒否や虚偽証言に罰則のある高齢者虐待防止法による立入調査に切替える旨を事前に伝え、立入調査を実施します。

高齢者に重大な危険が生じているおそれがある場合、警察官が同行する場合があります。

Q3 虐待と判断された場合、どのような支援をしてくれますか？

A3 市が虐待の事実があったと判断した場合、状況に応じて、医療機関受診や介護サービスの措置、介護サービスの追加支援、各種福祉制度利用支援などを行ないます。これらを通して、虐待の要因となっている問題の解消を支援します。

虐待の事実が確認出来なかった場合でも、必要に応じて定期訪問するなど、状況の経過観察を行ないます。

Q4 虐待として支援が始まった場合、介護支援専門員としての仕事は、終了しますか？

A4 虐待対応として地域包括支援センターやつくば市による支援が始まると、措置による介護サービス利用となる場合もありますが、契約に基づく介護サービス利用となる場合が少なくありません。そのため、介護支援専門員としての仕事は、継続して頂きます。

地域包括支援センターが、状況に応じて支援させていただきますので、継続的に支援をお願いいたします。

4 養護者による高齢者虐待の相談(通報)窓口

つくば市において養護者（家族等）による不適切なケアや高齢者虐待等を発見した場合の相談(通報)先は、高齢者本人がお住まいの地域の地域包括支援センターです。受付後、つくば市地域包括支援課が連携して対応します。

家庭内での高齢者虐待の 相談・通報先	担当地区	所在地	電話番号 (029)
つくば市地域包括支援センター (つくば市地域包括支援課)	谷田部東	研究学園一丁目1番地1	883-1111
筑波地域包括支援センター	筑波	北条1184番地1	828-5806
大穂豊里地域包括支援センター	大穂 豊里	要1187-299	869-9527
谷田部西地域包括支援センター	谷田部西	上横場2290-9	893-3170
桜地域包括支援センター	桜	大角豆1745-5	886-3886
荃崎地域包括支援センター	荃崎	下岩崎2068	886-9500

5 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談(通報)窓口

つくば市内での養介護施設従事者等（施設やヘルパーなど）による不適切なケアや高齢者虐待等を発見した場合の相談(通報)先は、つくば市高齢福祉課です。受付後、社会福祉課・地域包括支援課が連携して対応します。

施設内での高齢者虐待の 相談・通報先	所在地	電話番号 (029)
つくば市高齢福祉課	研究学園一丁目1番地1	883-1111

6 権利擁護研修の御案内

つくば市地域包括支援課では、高齢者の権利擁護のための研修に協力しております。事業所内で権利擁護について学習する際に、御活用ください。詳細はお問合せください。

研修名称	内容	時間
高齢者虐待防止研修	講義、グループワーク（調整可）	60分～90分（調整可）
成年後見制度について	講義	60分（調整可）